

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業
代表取締役 須田 哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山本 龍

複製厳禁

公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年月日 平成29年4月1日
許可の有効期限 平成34年3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

最終処分（安定型）、中間処理（焼却）、中間処理（破碎）、中間処理（選別、破碎）、中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

最終処分（安定型）

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上5種類）

（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

最終処分する廃棄物は建設工事に伴って発生したものに限る。

中間処理（焼却）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（以上9種類）

中間処理（焼却）する金属くずは、木くずに付着するものに限る。

中間処理（破碎）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上2種類）

中間処理（選別、破碎）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上8種類）

中間処理（破碎（移動式））

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上2種類）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃石膏ボードを除く。

複製厳禁

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 最終処分場（安定型）

ア 最終処分場の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 3 3 2 番 4 の一部

イ 最終処分場の設置年月日

平成4年9月3日 使用開始

ウ 最終処分場の埋立面積及び埋立量

埋立面積8,031m² 埋立量72,239m³

エ 許可年月日及び許可番号

平成3年5月22日 設置届

(2) 中間処理施設（焼却）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 4 1 1 番 1、4 1 1 番 4 の一部

イ 中間処理施設の設置年月日

平成5年1月27日 使用開始

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 焼却施設

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥 [5.2t/16h]

廃油 [6.9t/16h]

廃プラスチック類 [5.3t/16h]

紙くず [9.6t/16h]

木くず [9.6t/16h]

繊維くず [9.6t/16h]

動植物性残さ [9.6t/16h]

ゴムくず [6.8t/16h]

許可年月日及び許可番号

平成4年9月17日 [前橋市001-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 4 1 1 番 1、4 1 1 番 4 の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積143.6m² 保管容量142.7m³

(3) 中間処理施設（破碎）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道 4 1 1 番 1、4 1 1 番 4 の一部

イ 中間処理施設の設置年月日

平成5年1月27日 使用開始

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 破碎施設

産業廃棄物の種類及び能力

複製厳禁

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [128t/日]

がれき類 [128t/日]

許可年月日及び許可番号

平成13年4月26日 使用届

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積76.9m² 保管容量115.5m³

(4) 中間処理施設（選別、破碎）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番3 外1筆

イ 中間処理施設の設置年月日

平成16年10月5日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 選別施設

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 破碎施設

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [41.8t/日]

紙くず [27.8t/日]

木くず [120.3t/日]

繊維くず [19.1t/日]

ゴムくず [32t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [6.6t/日]

許可年月日及び許可番号

平成16年9月8日 [前橋市第032-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 197.2m² 保管容量 182.8m³

(5) 中間処理施設（破砕（移動式））

- ア 中間処理施設の設置場所
前橋市内一円（産業廃棄物の発生現場に限る）
- イ 中間処理施設の設置年月日
平成24年1月31日 使用前検査
- ウ 中間処理施設の最大処理能力（許可施設については許可年月日及び許可番号）

(ア) 破砕（移動式）施設

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [408t/日]

がれき類 [736t/日]

許可年月日及び許可番号

平成24年1月5日 [前橋市第055-0号]

- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
(移動式処理のため、保管場所なし)

- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 保管容量

3 許可の条件

中間処理施設（破砕（移動式））の駐機場は、群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道332番1の一部とする。

4 許可の更新、変更の状況

昭和62年1月14日	新規許可
平成1年2月1日	変更許可
平成3年4月1日	変更許可
平成4年4月1日	変更許可
平成4年9月1日	変更許可
平成5年1月10日	変更許可
平成6年7月29日	変更許可
平成9年04月01日	更新許可
平成14年4月1日	更新許可
平成17年2月15日	変更許可
平成19年4月1日	更新許可
平成24年4月1日	更新許可
平成24年6月25日	変更許可
平成29年4月1日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出

なし